

2024年台湾東部沖地震救援金の受付を開始します

令和6年4月3日に台湾東部で発生した最大震度6強の地震により甚大な被害が
出ました。この災害で被災された方々を支援するため義援金の受付を開始します。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 受付期間

令和6年4月5日(金)から令和6年6月28日(金)まで

2 受付窓口

伊那市役所社会福祉課、各総合支所市民福祉課、各支所、市民サービスコーナー
各窓口

3 受付方法

現金のみの受付とさせていただきます。

※物資による支援は受け付けておりません。

5 その他

振込みによる救援金も受け付けています。

各口座の詳細等は添付資料のとおりです。

6 添付資料 有 無

[本件に関するお問い合わせ先](#)

2024年台湾東部沖地震救援金 受付口座情報

1 救援金名称

「2024年台湾東部沖地震救援金」

2 受付期間

令和6年4月5日（金）から令和6年6月28日（金）

3 義援金受付口

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※通信欄に「2024年台湾東部沖地震救援金」と記載してください。また、受領書の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」とご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

(2) 都市銀行

・三井住友銀行 すずらん支店（普）2787799

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105802

・みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0623595

※口座名義はいずれも「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※御利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領書発行を希望の場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（電話：03-4363-2056）に、住所、氏名、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

4 その他

① 物品については、取扱いをしておりません。

② この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。

(<http://www.jrc.or.jp>)